

# 川崎市相談支援緊急一時支援事業実施要綱

26川健障計第1306号  
平成27年3月1日  
健康福祉局長決裁

## (目的)

第1条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条に規定する障害者（以下「障害者」という。）が家族や同居者等（以下「家族等」という。）との関係に不調をきたし、家族等と一時的に距離を置くことを希望する場合に、一時的に滞在する場を提供し、相談対応等を行うことにより、障害者の安定した地域生活を支援することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 実施主体は、川崎市（以下「市」という。）とする。ただし、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等であって、適切な事業運営ができると認められる事業者（以下「受託者」という。）に委託して実施することができる。

## (利用対象者)

第3条 事業の対象者は、川崎市内に居住している障害者であって、かつ受託者が運営する事業所において実施するサービスを利用している者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 在宅で家族等と同居生活を営んでいる障害者
- (2) 法第5条第16項に規定する共同生活援助に入居している障害者

## (利用定員)

第4条 1日あたりの利用定員は1名とする。

## (利用期間)

第5条 利用期間は、1回の利用につき、1泊以上6泊以内とする。

## (受付日及び利用受付時間)

第6条 本事業の利用に係る受付日及び受付時間は、次のとおりとする。

- (1) 受付日 1週間あたり6日以上
- (2) 受付時間 1日あたり10時間以上

## (利用の登録)

第7条 本事業の利用については、次の手続きによるものとする。

- (1) 受託者は、本事業の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）より本事業の利用希

望の申し出を受けた際には、利用希望者に対し、本事業に関する説明を行うものとする。

(2) 受託者は、利用希望者と面接を行い、利用登録を行うものとする。

(3) 受託者は、前項による利用登録を行った者（以下「利用者」という。）について、利用者名簿を作成するものとする。

#### (利用登録の解除)

第8条 受託者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者名簿から抹消するものとする。

(1) 死亡又は市外へ転居した場合

(2) 利用者から本事業の利用登録を解除する旨の申し出があった場合

(3) その他、利用登録を解除することが適当と認められる場合

2 前項の規定に基づき、利用者名簿から抹消する場合は、原則として利用者又は代理人へ連絡するものとする。

#### (支援の開始)

第9条 受託者は、利用者から具体的な利用希望の申し出があった際には、利用期間、支援内容等を調整の上、支援を開始するものとする。

#### (支援内容)

第10条 受託者は、次の支援を行うものとする。

(1) 受託者は、本事業を利用し、宿泊中の利用者に対する相談対応等を行うため、当該利用者と常時連絡がとれる体制を確保するものとする。なお、適切な支援を行うという観点から、必要と認められる場合には、他事業所との連携により常時の連絡体制をとることとして差し支えない。

(2) 受託者は、利用者とあらかじめ相談の上、関係機関や家族等と連絡調整を行い、利用者が安定した生活に戻れるよう支援を行うものとする。

#### (苦情解決)

第11条 受託者は、利用者から本事業に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

#### (虐待の防止のための措置)

第12条 受託者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

#### (利用料等)

第13条 受託者は、本事業に必要な経費として、利用者から次の利用料等を受け取ることができるものとする。

(1) 利用料 1泊につき、1000円以内

(2) その他必要に応じて当該利用者用の日用品購入に係る経費等 実費

(職員配置等)

第14条 受託者は、本事業の実施に伴い、必要な職員を配置するものとする。

(秘密の保持等)

第15条 受託者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。これは、本事業の従業者が退職する等受託者において従業者でなくなった後も同様とする。

(報告等)

第16条 受託者は、当該年度の事業が終了した日から起算して、30日以内に市に事業の実施状況等を報告しなければならない。

2 市は、前項に基づく報告を受けた場合、受託者に助言指導を行うことができるものとする。

(事業の変更及び廃止)

第17条 受託者は、本事業を変更又は廃止しようとする場合、事前に市と協議を行わなければならない。

(事業の廃止)

第18条 市は、受託者が、本事業に関し不当な運営を行い、又は利用者への支援につき不当な行爲を行ったと認められるときは、本事業の運営を制限又は廃止することができる。

(帳簿及び書類の整理)

第19条 受託者は、本事業の経理に関する帳簿及び関係書類を整備しなければならない。

2 受託者は、事業の利用状況等実施に伴う書類を整備しなければならない。

3 受託者は、前2項の帳簿及び書類を5年間保存するものとする。

(委任)

第20条 本要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項については、健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。